

産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金交付要綱

平成 23 年 8 月 1 日
環境森林部循環社会推進課

(趣旨)

第 1 条 県は、産業廃棄物税の課税の適正化及び公正化を図ることにより産業廃棄物の排出抑制と適正処理を推進するため、予算で定めるところにより、県内の産業廃棄物処理業者又は排出する産業廃棄物を自ら処理する者が産業廃棄物運搬車両の重量を計測する機器（付随する電算処理システム機器を含む。以下「トラックスケール」という。）の設置者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 前条の補助金の補助対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 14 条第 1 項、同条第 6 項、第 14 条の 4 第 1 項、同条第 6 項又は第 15 条の 4 の 3 のいずれかの許可又は認定を受けており、かつ、県内に事業所を設置している事業者（複数の事業者が共同で実施する場合を含む。）であること。
- (2) 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入に関する指導要綱第 13 条第 1 項に基づく指導を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (3) 廃掃法に基づく許可の取消を受け 5 年を経過しない者でないこと、又は事業の停止若しくは改善命令を受け改善が行われていない者でないこと。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項又は同条第 3 項に基づく改善命令を受け、改善が行われていない者でないこと。
- (5) 県税（個人県民税、地方消費税を除く。）の未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 266 号）第 321 条の 4 及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人である場合には、従業員（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 法人においては役員、個人事業者においては事業主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。
- (8) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、次のとおりとする。ただし、計量結果を帳票に印字できるシステムを導入するトラックスケールのみを補助対象とする。

対象事業区分	補助対象経費	補助率	補助金の 上限額
(1) 新設	トラックスケールを新たに設置する費用	2分の1 以内	2,000千円
(2) 更新	トラックスケールの跡地を利用して、新たなトラックスケールを設置する費用		1,500千円
(3) 改修	既存のトラックスケールの一部を修繕する費用		1,000千円

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 設置又は改修予定のトラックスケールの概要を示す資料
- (2) トラックスケールに係る見積書の写し
- (3) 廃掃法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けていることを証する書面の写し
- (4) 第2条第5号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (5) 第2条第6号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (6) 第2条第7号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条ただし書きの規定により、同条第3号の書類は、省略する。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の増減額が20%以内であり、かつ、補助申請額が増額とならない変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(様式第5号)

(2) 収支決算書(様式第6号)

(3) 現場写真(トラックスケール設置前後の状況が分かるもの)

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第7号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 規則第15条の規定による補助金の額の確定後において補助金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第8号)によって請求するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとし、同項第2号の規定により知事の定める財産は、トラックスケールとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年度の予算に係る産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金から適用する。

2 産業廃棄物処理施設適正化支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度の予算に係る産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行し、平成25年度の予算に係る産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行し、平成28年度の予算に係る産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金から適用する。

5 産業廃棄物の取扱実績及び産業廃棄物税納税実績

年 度	取扱実績 (t) (処理業ごとに記入すること。)	納税実績 (円)
年度		
年度		
年度		
過去3年平均		

※ 年度は直近3ヶ年のものを記載すること。

※ 「取扱実績」については、処理業ごとに区分して、その実績を記入すること。重量が不明な場合には、宮崎県産業廃棄物税条例施行規則第4条に定める換算係数を体積に乗じて得た数値を記入すること。

ex. 収集運搬 廃プラ・木くず等 800t、中間処理 焼却 500t

※ 「納税実績」については、宮崎県産業廃棄物税の納税実績を記入すること。
納税額が確定していない場合は、その見込額を記入すること。

6 役員又は事業主の氏名等

氏 名	ふりがな	生 年 月 日	性 別

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

	予 算 額	備 考
県補助金		
自己負担		
その他（ ）		
計		

2 支出の部

	予 算 額	備 考
トラックスケール 設置費		

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

チェック欄 (いずれかに該当する項目にチェックを入れてください)

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 →確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月 日から、従業員等の個人住民税について、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

市(町・村)確認印

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
〒
氏 名 印
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)
生年月日 年 月 日(性別)

誓 約 書

私は、 年度産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等（別添）は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

事業実績書

1 事業の内容

2 事業実績の概要

項目	型式等	金額(円)
トラックスケール		
附帯設備		
工事費		
その他（ ）		
合計		
交付決定額		

※ トラックスケール及び附帯設備については、概要が分かる資料を添付すること。

3 設置工事期間

年 月 日 ～ 年 月 日

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

	決算額	予算額	比較		備考
			増額	減額	
県補助金					
自己負担					
その他（ ）					
計					

2 支出の部

	決算額	予算額	比較		備考
			増額	減額	
トラックスケール 設置費					

※ 契約書、請求書等の写しを添付し、その合計額が決算額と一致することを確認すること。

宮崎県知事 殿

補助事業者住所

氏名



（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあつた産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金について、産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の 確定額 （ 年 月 日付け第 号による確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係 る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

請求書

年 月 日

一金 円也

但し、 年度産業廃棄物トラックスケール設置支援事業費補助金として上記のとおり
請求します。

(内訳)

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 今回請求額 | 円 |
| 3 未払残額 | 円 |

宮 崎 県 知 事 殿

(所在地)
(事業者名)
(代表者氏名)

印

口座申出表示	
金融機関の名称	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義	